

省エネ街区形成事業  
令和2年度  
＜提案募集に関するQ&A＞

■募集要領 「1. 2 公募する事業の種類」

Q1	提案にあたり、本補助事業に不適切と判断される建物用途や設備はありますか。
A	公的な資金の用途として社会通念上、不適切と判断される事業(「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条に規定する風俗営業等)を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

Q2	サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)で採択を受けたのですが、本補助事業も併用することはできますか。
A	本補助事業は、エネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステム(EMS)の導入を通じた複数の住宅・建築物におけるエネルギーの面的利用により、街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトを対象としています。サステナブル先導事業に採択をされた事業についても、本補助事業に提案を行うことは可能ですが、既にサステナブル先導事業において提案を行っているEMSについては、本補助事業において改めて評価・採択することはありませんのでご注意ください。

■募集要領 「3. 1 事業の要件」

Q3	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取得できる条件とは？
A	性能向上計画認定制度の対象拡大等(複数建物連携による取組の対象追加)については、改正された建築物省エネ法、及び施行令、施行規則、告示等をご確認下さい。 下記の「国土交通省 建築物省エネ法のページ」に掲載されております。 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html</a> ) 尚、具体的な申請内容や手続き等については、申請建築物を管轄している所管行政庁にお問合せ下さい。

Q4	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定は、いつまでに取得しなければならないか？
A	提案時点で取得している必要はありませんが、採択後、交付決定を受けた年度の完了実績報告時または未完了報告時のいずれか早い時点で認定を取得している必要があります。また、提案申請書の様式3に、認定を受けるスケジュールを記載して下さい。なお、提案時点では、WEBプログラムによる省エネ性能の計算結果を提案申請書(様式4-1)に記載していただく必要があります。ここでの省エネ性能は誘導基準を満たす値としてください。

Q5	複数の建築物が、地下や地上で繋がっている場合、複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を申請できるか？
----	--

A 建築物省エネ法上の棟数が1である場合（法第12条に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定や法第19条に規定する届出に係る棟数が1である場合）は、複数の建築物とみなせないため、連携した取組（法第29条第3項に規定する事項が記載された計画）としての申請はできません。

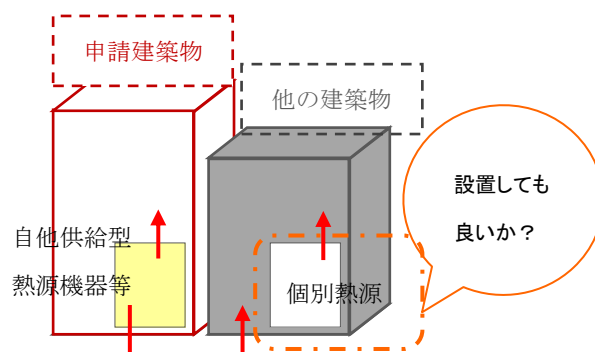
Q6	補助事業期間について、補助事業の完了予定は、契約に基づく完了予定として想定する必要がありますのでしょうか。
----	---

A 必ずしも契約に基づく必要はありません。補助対象に関する事業計画上の完了予定日を想定して、提案や交付申請をしてください。なお、採択後や交付決定後、補助事業の大幅なスケジュールの変更などが生じた場合は、交付申請等の手続きの窓口である事務事業者等へ速やかにご相談ください。

Q7	申請建築物以外の建築物には、熱源機器等を設置してもよいのでしょうか？
----	------------------------------------

A 下記2パターンに該当する場合のみ設定可能となります。

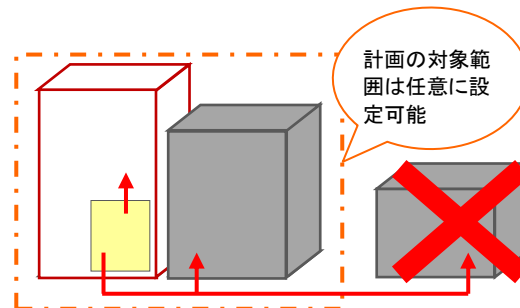
- ①一の居室のみに係る空気調和設備等を構成する熱源機器等
- ②申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を越えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給する熱源機器等



<改正建築物省エネ法施行規則 第二十四条の二第2項による>

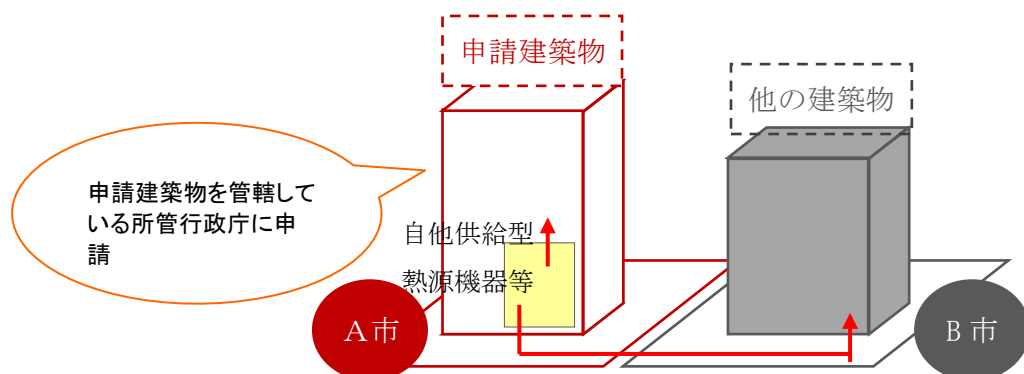
Q8	申請建築物の自他供給型熱源機器等から熱・電気を供給している建築物のうち、任意の建築物を除き計画を申請することは可能か。
----	---

A 補助対象とする街区の区域設定は任意としますが、設定した区域と同じ区域で、複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を取得して下さい。また、区域内の建築物を対象として適切な容量の熱源設備を設定してください。ただし、過大な熱源機器等を有する計画として計算することとなるため、誘導基準への適合が難しくなることが考えられます。



Q9	申請する計画が、複数の所管行政庁の管轄区をまたがる場合、どこに申請すればよいのか。
----	---

A 自他供給型熱源機器等を設置する申請建築物を管轄している所管行政庁へ申請して下さい。



Q10	複数の住宅・建築物で連携した取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受ける際の、各建物の省エネ性能の計算方法は、どこで確認すればよいか。
-----	--

A 国立研究開発法人建築研究所により公開されている建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報のページ (<https://www.kenken.go.jp/becc/index.html#4-1>) に、「省エネルギー基準に準拠したプログラム」(以下、WEBプログラムという)及び「複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る入力マニュアル」が掲載されています。WEBプログラムは、複数建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る計算に対応したものに改訂されております。

### ■募集要領「3.2 対象事業者」

Q11	当該事業に係る複数の住宅・建築物の建築主が異なる場合、どのように提案すれば良いか？
-----	---

- A 補助対象設備等の所有者が提案者となり、エネルギー消費性能向上計画認定に含まれる各建築物の建築主は、共同申請者となる必要があります。各建築物毎に建築主が異なる場合も同様となります。

Q12	複数の企業等でプロジェクトを検討していますが、提案の代表者にはどのような要件が必要でしょうか。また、プロジェクトに対して助言などを行っている者も応募者になれるのでしょうか。
-----	--

- A 提案者は、募集要領3.2.1に記載のとおり、「補助対象設備等の所有者」が提案者となります。原則、提案の代表者は採択後の補助金交付の手続きや補助金の受領等においても事業者を代表して適切な執行を行っていただくことになります。
- また、コンセプトに対する助言などを行っている者単独では応募者になることはできませんが、グループの一員となることは可能です。
- 複数の企業(建築主)等が関わるプロジェクトでは、関係者の実施体制図を添付していただく必要があります。

Q13	ESCO事業やエネルギーサービス事業に関する提案の場合、提案者はESCO事業者もしくはエネルギーサービス事業者のみでよいのでしょうか。あるいは建築主等との連名での応募が必要なのでしょうか。
-----	--

- A 提案者は、建築主との合意に基づき、原則として、建築主を含む共同提案として応募してください。なお、申請する街区の区域内において、補助対象となるエネルギーシステムを設置するにあたり、関係する権利者等の了解を取得したうえでご提案ください。その根拠となる資料(契約書、覚書、議事録等)を求める場合があります。

### ■募集要領「3.3 補助額」

Q14	省CO <sub>2</sub> 技術の一般的な工事の実施設計費は、設計費の対象となるでしょうか。
-----	---

- A 補助対象となる設計費は、先導的な省CO<sub>2</sub>技術のみに係る設計費として明確に区分され、国土交通省が認める費用を対象としますので、省CO<sub>2</sub>技術に関連しない実施設計費は対象となりません。なお、設計費を計上する場合には、特に必要とする理由等を様式7-5に記載してください。

Q15	建設工事費の対象となる建築設備にはどの範囲までが含まれるのでしょうか。
-----	-------------------------------------

- A 募集要領「3.3補助額(1)建設工事等に係る補助額」に記載の建築設備等が対象となります。補助対象となる経費の内訳を提案書類(様式7-1~7-5)に記載して頂きますが、ここで補助対象外が含まれている事が判明した場合、全体の採択を取り消す場合がありますのでご留意下さい。

■募集要領「3.4 留意事項」

Q16	他の補助金制度と併用して活用することは可能でしょうか。
A	本事業の補助対象部分について、他の国庫補助や国費を財源とする地方公共団体等の補助金を重複して受けることはできませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

■募集要領「5.2 補助金交付」

Q17	採択後に諸事情で交付申請を行わないこととなった場合や建築自体が中止になった場合に罰則はあるのでしょうか。
A	採択後に交付申請が行われない場合や交付決定後に建築自体が行われない場合などには報告をいただくこととなるとともに、今後応募があった場合には、事業実施の確実性についてより慎重に判断をさせていただくこととなります。なお、当該事象が発生する可能性がある場合は、速やかに事務連絡先までお問い合わせください。

Q18	本事業において、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、どうすればよいでしょうか。
A	例えば以下のような理由により、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となる場合がありますので、速やかに交付申請の手続き先へご相談ください。 <理由例> A)隣家等との調整(工事に伴う騒音・振動、日照、工事用資材等の運搬路等)に不測の日数を要した場合 B)自己都合によらない設計変更があった場合 C)建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合 D)工事の施行に伴い明らかになった状況変化(土質、地盤等)があった場合 E)豪雨、豪雪等が発生した場合 F)資材の入手難、特注品の納期延期があった場合